

お元気ですか

東京シティ税理士事務所
ニュース

〒163-0437
東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビル37階
TEL.03(3344)3301
FAX.03(3344)9053
E-mail:info@tokyocity.co.jp

東京シティ税理士事務所ホームページをご活用ください! <http://www.tokyocity.co.jp>

小さい会社は得だ!!

資本金が少ない 会社のメリットを知る



税理士 米田純子

2006年5月に施行された新「会社法」により、小額の資本金で株式会社が作れるようになりました。それまでは株式会社設立のためには1000万円以上、有限会社設立のためには300万円以上の資本金が必要でしたが、新会社法では最低資本金の規定がありません。極端な話、資本金1円でも株式会社を設立することができのです。

資本金の金額が少ない会社の税制上のメリットは、

●**資本金1000万円未満の場合**
設立後、2事業年度は消費税がかからない。何億の取引があった場合でも、課税事業者とはならない。

●**資本金1000万円以下の場合**
法人住民税均等割が最低金額(7万円)になる。

●**資本金1億円以下の場合**
①所得のうち800万円以下の部分の法人税の税率が22%になる。
(法人事業税・法人住民税所得割についても軽減あり)

②法人事業税の外形標準課税がない。

③特定同族会社の留保金課税がない。

④交際費に一定の損金算入枠がある。

⑤中小企業者の各種特別償却の適用がある。
などです。

また、資本金額が少なければ設立時の登記費用も小額になります。
新たに法人を設立する際には資本金は1000万円未満のメリットを十分考えて作りましょう。

●詳しくは弊社出版の「らくらく株式会社設立&経営のすべてがわかる本」をご覧ください。
資本金1円で株式会社を作る手続きが書かれています。
大木布美・加藤大輔：編
東京シティ税理士事務所：著

らくらく 資本金1円、3日間1人でできる!

株式会社

設立&経営のすべてがわかる本

最新制度に完全対応!

定款作成、登記申請などの各種手続きから、経理、決算、税務申告、節税策まで必要なことだけすっきりマスター
記入例付だから安心!!

大木布美・加藤大輔 (編) 東京シティ税理士事務所 (著)

新春のぶいさつ

2008年の展望



政府税制調査会・自民党政改研究会・自民党税制調査会と、続々と消費税の値上げの議論がされています。いよいよきたるべきものがくることになりそうです。確かにヨーロッパの付加価値税(日本の消費税にあたる)の実情は20%近い税率です。食料品こそ5~10%に押さえられています。かなり高い税率です。高級ブランドのバッグや洋服も聞くところによれば日本の方が安くなっているとのこと。(注:観光客は付加価値税の還付ができる)法人税だけは国際競争力の確保のため減税が提起されていますが、相続税や所得税なども増税が予定されています。

さあ気を引き締めましょう。これからは個人の経済的体力の増加に努めましょう。企業並みに個人収益の増加と個人支出の軽減が求められます。私たち東京シティ税理士事務所の税理士は個人の税金が得意です。難問大歓迎です。ぜひ声をかけてください。
2008年は「経済的個人体力増大年」というのはいかがでしょう。



代表税理士 山端康幸

名義預金の扱いについて

相続税や贈与税でよく問題になるのが家族名義の預金通帳です。お父さんが子供や奥様の将来のために貯蓄しているような場合です。毎年贈与税の基礎控除(110万円)の範囲内で入金しているのが安心と思っている場合でも注意が必要で、

例えば、妻名義の預金で不動産を購入する場合は要注意です。妻は専業主婦でその預金は夫の収入から貯めたものです。そのため、不動産の名義も妻としてしまうと夫から妻への贈与とみなされ贈与税が課せられる場合があります。相続時にも同じことがいえます。相続税の申告の際、亡くなった方名義の預金のみを申告して、後から税務署に妻や子供の名義預金を

指摘され追加で多額の納税を迫られるといったことがよくあります。では、家族の預金が、本人の預金と認められるにはどのようなことを注意すればいいのでしょうか。

- ① 自分自身の収入により貯めたものである
- ② 配偶者であれば結婚前や結婚後でもお勤めのサラリーを貯めたものである
- ③ 親などから相続によりもつたものである
- ④ 結婚のご祝儀などでもらったものである
- ⑤ 贈与により取得したものである

贈与により取得したものと認められるには以下のような条件が



税理士 加藤 大輔

相続税は税務調査の調査率が高いという実態

相続税は、首都圏では約20人に1人の割合で申告していると言われています。

東京国税局が発表している相続税の申告実績資料の過去3年間に

(単位:万人)		
	被相続人数(死亡者数)	相続税申告対象被相続人数
H15	19	1.2
H16	19	1.2
H17	20	1.3

税務調査件数(単位:件)	
H15	3,725
H16	4,113
H17	3,863

右記調査件数は、事務年度ごの実績です。集計対象はたとえ



税理士 村岡 清樹

平成17年であれば、平成15年分及び平成16年分の申告事業を中心に、平成17年7月・平成18年6月までの調査実績を集計したのになります。

これを基に、ここ数年の調査率を見てみると申告事業のうち約30%が調査対象という結果になります。さらに、調査事業のうち、実に約80%が申告漏れという状況です。申告漏れのトップは「現金・預貯金等」で平成17年調査実績までは全体の約40%を占めています。預金計上漏れだけでなく、いわゆる名義預金の財産計上漏れが多いようです。

税務調査で議事録調査急増

従業員の毎月の報酬やボーナスは、税務上の損金算入が厳しく制限されています。原則として、次の3つのいずれかが損金算入となります。

- ① 定期同額給与：毎月同額が支給される給与
- ② 事前届出給与：事前に税務署に届出をし、所定の時期に定め支給する賞与等
- ③ 利益運動給与：業務執行役員に対する利益運動給与で一定の要件を満たすもの。

これらの給与等のうちとりわけ

① 定期同額給与は扱いが厳しくなりました。

以前より株主総会や取締役会で決められる形式基準の要件はありましたが、同族会社の場合、往々にして会社の利益調整を目的として役員給与が上げられたり下げられたりすることが蔓延してしまいました。株主総会議事録や取締役会議事録もデイトバックで作成されることも珍しくなつたといえます。法人の私物化状況です。この定期給与の改定には「やむを得ない事情」「経営の悪化」等の理由が無いと容易に改定できないこととなりました。最近の税務調査で



税理士 樋口 裕

もこの定期同額給与の改定が重点的に調査される例が多いようです。議事録の現物確認にとどまらず、パソコン内の作成日や更新記録などを確認されることもあります。しかも後付書類の作成が判明すると厳罰(重加算税)まで課税するといわれる例もあります。今後の法人は期間利益の予想と役員の年間適正給与の見込みという二つの予想値に正確性を求められるようになったといえます。議事録調査に注意を!!

費用が安い合同会社の設立

新会社法により新たに「合同会社」という法人の形態が誕生しました。

合同会社の特徴

合同会社とは、出資者全員が有限責任社員であり、会社運営について、株式会社における株主総会、取締役会等に類する規定がないため、社員の合意により内部のルールを定款により自由に定めることができます。

合同会社の利用方法

合同会社を利用する上でまず考えられるのは、有限会社の代替としての利用です。定款の認証を必要とせず、決算公告義務

務もなく、役員の任期がない合同会社は同族経営に向いているといえます。

たとえば不動産管理会社など対外的な取引を必要としない会社には最適です。仮にその後事業を拡大し、対外的な取引を行う必要が生じた場合には、株式会社組織変更することも可能です。

合同会社の設立費用

合同会社の最大のメリットは設立費用が安いということです。株式会社の場合は自分で作っても24万円強ですが、合同会社の場合には自分で作ると6万円程度となります。司法書士に設立を依頼した場合には、別途5〜10万円の



税理士 原口 浩一

報酬が加算されます。

このように、合同会社は有限会社に変わるものとして、よりリーズナブルに簡単に設立できる制度として作られました。みなさんも活用を考えてはいかがでしょうか。



我が街 新宿の名所案内

新宿駅西口

「思い出横町」

税理士 菊地 則夫



思い出横町は新宿駅西口より地上に出、青梅街道方面に向かつて線路沿いにある飲み屋街です。昔からの小さな居酒屋さんや食堂が軒を連ね、大通り側、中通り、線路沿いと3本路地があります。

このうち中通りを「思い出横町」、線路沿いを「焼き鳥横町」と言うようですが、我々はこの飲屋街全体を「思い出横町」と言っておりです。別名「シン○○横町」とかいう下品な呼び方もあります。詳細は定かではありません。値段は安く、味もそれなりにというところで平日も休日も昼間は食堂街、夜は飲屋街として老若男女日本人外国人問わずいつも多くの人で賑わっています。

私も飲み会帰りのラーメン屋の常連で、その店の中国人コックのお兄さんと仲良くなり、一緒に中国旅行に行ったり、カウンターで意気投合したお兄さんと名刺交換したらスゴイ大企業の役員さんだったりと楽しき満点。社会的地位も人種もなく交流できる場所です。

新宿も年々きれいになっていきませんが、いまでもあの人間臭さは失って欲しくありません。

新宿にお出かけの際は、勇気を出して!!是非一度訪れてみて下さい!!

新宿ゴールデン街

ファイナンス・プランナー 草刈 章雄



私は、新宿で働いて20年になります。実は「新宿ゴールデン街」に足を運ぶようになったのは最近のことなのです。私が持っていたイメージは歌舞伎町に隣接し、小さな店が密集し、大昔は美人だった女性性が手招きしている怪しげな場所でした。

初めて行ったのは、所長に誘われて「知人が新宿ゴールデン街にお店を出したので行ってみよう」が最初でした。そのお店が楽しかったのその後ゴールデン街探訪の旅が始まりました。数軒のお店に行きましたが、味の有るマとお客さん達に出逢いました。店が狭いため4〜5坪(客同士気楽に話している)のよい雰囲気を出しています。一言で言えば昭和の雰囲気があるまま残っているような場所です。直木賞作家や俳優などの文化人、芸能人が出入りしていた場所としても有名です。

お店のママが語る「女優の○○さんが私の店でアルバイトしてたのよ」なんて話を肴にグラスを傾けます。値段はそれほど高くはありませんが(一杯500円〜800円)チャージが1000円〜2000円ですから、水割り一杯でも3〜4杯でも3〜4千円というところでしよう。一人で店に来る人が多いのもこの街の特徴です。歴史は昭和20年頃から始まり

歌舞伎町

税理士 村岡 清樹



「新宿ゴールデン街」にぜひ足を運びください。

新宿の歌舞伎町は、「眠らない街」の代名詞という印象があります。

夜花開くネオンは朝まで輝き、人通りも朝まで絶えることはありません。JR新宿駅の北東部、西武新宿駅の東側であり、「靖国通り」、「西武新宿駅前通り」、「職安通り」、そして「区役所通り」で区切られ、面積約10万㎡の広さがあります。この地域には4000店以上の飲食店や風俗店がひしめいていると言われています。

私たちの事務所のある西新宿から靖国通り沿いにJR線の高架線の下をくぐるとこの大歓楽街歌舞伎町です。何本か歌舞伎町に入る道はありますが、メインストリートは中央通りです。コマ劇場に向かっています。以前は客

西新宿高層ビル街

税理士 風巻 朋子



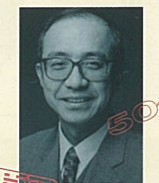
新宿の街で仕事をするようになって、はや20年、三井ビルに来てから11年もたつてしまいました。月日のたつのは早いものです。

私が初めて新宿の高層ビル街に来たのは学生時代でした。友人たちと三井ビルの隣の住友三井ビルの展望室からの光景に驚きました。そしてレストラン街で食事をし、帰ってから他の友人や家族みんなに話をした記憶があります。

それから30年以上たち、新宿には多くの高層ビルが建ちました。そして見渡せば、東京という街中至る所に高層ビルが建っています。もはや高いところから見る風景は

代表税理士 山端康幸の過去を暴く

匿名記者の調査報告



学生時代以前の写真は残念ながら青森の実家にあるということです。そのため過去を調査できるのが30歳くらいまでとなつてしまいました。そこで山端は次のような人間でした。

30歳のころ

30歳にして税理士として独立。自宅を「行つてきます」と出て映画館と喫茶店で時間をつぶし、「たいたい」と帰つた。税理士とは名ばかりで仕事が多かったという疑惑がもたれている。

40歳のころ

30歳代後半に新宿に事務所を移転した。40歳にして不動産税務や相続税専門の税理士というふれこみだった

所員に税理士が増え、東京シティ税理士事務所は不動産税務・相続税務が強い事務所として磨かれていく。このころから若い税理士に自分の知っている税金の難問を調べてきてほしいと喜ぶ陰険な性格になったようである。

以上30〜50代の山端の実態である。記者は今後山端の60代・70代と注意深く観察し、皆様に真実を報道していきたいと思っています。(記者名・身分が危ないため匿名)

緊急レポート!

「相続の手続きと節税が全部わかる本」

「相続の手続きと節税が全部わかる本」
著者：東京シティ税理士事務所
編者：菊地則夫・村岡清樹・加藤大輔
出版社：あさ出版
価格：1,800円＋消費税

2007年10月31日

「相続の手続きと節税が全部わかる本」が出版されました。相続が心配な方、相続が発生し、どこから何に手を付けたらよいかわからない方にとっては非常に役に立つ本と自負しております。

わかりやすい表現を使っているため「読すると簡単な本に見えるかもしれませんが、この中には我が東京シティ税理士事務所、所ノウハウが結集されております。相続開始前にできる節税対策や遺言、相続開始後の預金や不動産の名義変更の方法、遺産分割のすすめ方、所得税・相続税の申告方法や税務署への届出などの具体的な説明が盛り込まれていますので、この本をお読み頂ければ大抵の相続対策及び手続きがわかります。



今までの相続関連の本にない画期的内容です。相続はよくわからないまま突入すると思わぬ落とし穴があつたり余計なお金がかかったり損をしてしまうことが多いので、基礎知識の整理として、ぜひ一読下さい。絶対に損はさせません!!



税理士 菊地則夫

NEW BOOKS

新刊本、着々と進行中

『マイホームを買う時、売る時、リフォームする時の節税対策(仮称)』執筆中!!

現在、「マイホームを買う時、売る時、リフォームする時の節税対策(仮称)」を出版する予定で制作中です。毎日原稿のチェックや修正に追われている。マイホームに関しては、購入時においては登録免許税や不動産取得税、保有しているときには固定資産税、そして売却するときには譲渡所得税、住民税と、実に様々な税金がかかっています。

ため手続きが複雑ですから、ぜひこの本をお役立ていただきたいと思っています。



税理士 大木布美

「マイホームを買う時、売る時、リフォームする時の節税対策(仮称)」
編者 税理士 大木布美
税理士 米田純子

秘書の紹介です!



草刈チーム秘書
長尾 早江子



菊地チーム秘書
富谷 綾



村岡チーム秘書
高木 真奈美



経理総務秘書
熊澤 淳子



総管理秘書
佐々木 美幸

本年もよろしく
お願いいたします!